

## 原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況に係る報告について (原子力安全・保安院への報告)

2012年8月10日

他原子力施設において放射性物質によって汚染された検査機器等を収納したL型輸送物<sup>※1</sup>の保管状態が適切性を欠いていた事案を受け、原子力安全・保安院より当社を含む原子力事業者に対し、2012年7月27日に指示文書<sup>※2</sup>が発出されました。

本日、この指示文書に対する報告をおこないましたので、お知らせします。

### 原子力安全・保安院の指示の内容

放射性物質によって汚染された検査機器等を収納し、原子力発電所外に搬出されたL型輸送物が、厳格な物品管理をおこなうのにふさわしくない区域に長期間保管されていた事案に鑑みて、原子力施設から過去に搬出した検査機器等を収納したL型輸送物(原子力発電所へ搬出された物は除く)が、原子力施設に係る周辺監視区域<sup>※3</sup>の外に保管されている事案の有無に関して可能な限り調査し、2012年8月10日までにその調査結果を報告すること。

### 報告内容

#### 1. 調査方法

検査機器等を収納したL型輸送物の浜岡原子力発電所からの搬出実績について、保存している記録により確認しました。また、搬出先に対し、検査機器等を収納したL型輸送物の管理状況について、確認しました。

#### 2. 調査結果

調査の結果、搬出先ではL型輸送物について「管理区域内での保管もしくは廃棄」、「放射性廃棄物の処理事業者への引き渡し」、「原子力発電所への返送」のいずれかの措置をおこなっており、周辺監視区域の外において保管されている事案はありませんでした。

※1 L型輸送物とは、原子炉等規制法の関係省令で定められる輸送物のことで、その収容物は「危険性がきわめて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの」と定義されています。

※2 指示文書は、「原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について(指示)(24原企課第62号)」を指します。

※3 周辺監視区域とは、原子炉等規制法の関係省令で定められる区域であり、立ち入る者の制限等の措置がなされている区域のことです。

以上